

防衛省職員（非常勤隊員）募集案内

自衛隊島根地方協力本部では、下記により非常勤隊員（期間業務隊員）を募集します。

記

1 受付期間

令和6年4月1日（月）～同年4月12日（金）

（応募用紙持参の場合：令和6年4月12日 17：15まで）

（応募用紙郵送の場合：令和6年4月12日必着）

※なお、応募者多数の場合は、受付を終了させていただく場合があります。

2 採用職種・採用人数・採用（勤務）予定先

勤務地	所在地	採用職種	採用人員
自衛隊島根地方協力本部 浜田出張所	〒697-0027 島根県浜田市殿町83-191 浜田城山ビル TEL0855-22-1334	就職援護に係る事務 の補助等（浜田所）	1人

3 任用予定期間・勤務日数

任用予定期間	勤務日数
令和6年6月1日～令和7年3月31日	196日以内

※ 勤務日数については、状況により若干変動する場合があります。

4 職務内容及び必要な技能・資格等

採用職種	職務内容	必要な技能・資格等
就職援護に係る事務の補助等（浜田所）	1 各種資料の作成及び整理 2 文書管理業務 3 求人情報の収集 4 運転業務 5 来訪又は電話による問合せ対応 6 その他、担当出張所等の長が特に命じた業務	○ パソコン（ワード、エクセル等）による資料作成及びデータ集計作業ができること ○ 第1種普通自動車免許

5 応募資格

次のいずれか一に該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6 応募要領等

提出書類	提出部数	非常勤隊員応募票等請求先及び提出先
非常勤隊員応募票	2部	〒690-0841 島根県松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎4階 自衛隊島根地方協力本部 総務課人事班 担当：守、瀧谷 TEL0852-21-0015
履歴書	1部	
最終学歴の卒業証書（義務教育を除く）の写し又は修業証明書 ※ 受付期間に提出が間に合わない場合は試験日当日に持参してください	1部	

※非常勤隊員応募票及び履歴書の請求、持参による提出又は問い合わせは、受付期間内の平日08:30～17:15にお願いします。

- (1) 非常勤隊員応募票及び履歴書の郵送希望者は、返信（速達）用封筒（A4判、宛先明記、380円切手貼付）を同封してください。
- (2) 非常勤隊員応募票は自筆で記入し、写真（6ヶ月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向き、縦4cm・横3cm程度のもの）を貼付してください。
- (3) 履歴書は、自衛隊が示す様式に直筆で記入してください。
- (4) 応募された方には、後日「選考採用試験通知書」（受験票に代わる書面です。）を郵送します。試験日等が変更される場合がありますので確認してください。
なお、試験日の前日までに通知書が到着しない場合は提出先に問い合わせてください。
- (5) 郵送で応募される方は、必ず「特定記録」又は「簡易書留」により郵送をしてください。また、郵便局の「受領証」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいてください。
- (6) 提出いただいた応募票等につきましては、返却できませんのでご了承ください。
- (7) 受験のための旅費は、支給されませんのであらかじめご了承ください。

7 試験日及び試験場所

- (1) 試験日：令和6年4月17日（水）
- (2) 試験場所：自衛隊島根地方協力本部浜田出張所（島根県浜田市殿町83-191浜田城山ビル）
※ 応募者数によっては、試験日が変更となる場合があります。細部については選考採用試験通知書にて通知します。

8 試験種目

口述試験

9 試験結果通知

令和6年5月下旬頃、受験者全員に郵送します。

（電話による問い合わせ及び可否に関わる理由についての問い合わせには応じません。）

10 採用後の処遇等

(1) 身分

陸上自衛隊に勤務する期間業務隊員

(2) 給与等

ア 賃金

日額 基準額 7,700円～11,200円（経験により異なります。）

イ 賃金支払日

翌月の18日（18日が金融機関の休業日の場合は、その直前の営業日）

ウ 諸手当相当分

- ・ 通勤手当（上限31,600円）
- ・ 期末・勤勉手当が勤務実態に応じて支給されます。
- ・ 退職金（月18日以上※の勤務を6ヶ月以上継続した場合、国家公務員退職手当法が適用され、支給対象となります。）

（※月の開庁日が20日未満の場合は、開庁日から2日を減じた日数）

11 人事管理等

(1) 就業時間

1日7時間45分 週5日程度

なお、状況により、時間外勤務をすることがあります。

(2) 休日

土・日曜、祝日、夏季休暇（3日間：有給）

(3) 休暇

一定の期間を勤務した場合に年次休暇が付与されます。

また、そのほかに有給休暇、無給休暇が状況により付与されます。

(4) 採用後の人事管理については、防衛省の方針によります。

(5) 採用後は、厚生年金保険、雇用保険の対象となり、健康保険は防衛省共済組合（短期）に入ります。ただし、国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

また、月18日以上※の勤務が12月を越える場合は、防衛省共済組合員資格（長期）が付与されます。（※月の開庁日が20日未満の場合は、開庁日から2日を減じた日数）

12 その他

不明な点は、提出先までお問い合わせください。